

令和4年2月2日

保護者の皆さんへ

大阪市立天満中学校
校長 浅田 和義

令和4年度 就学援助申請手続きについて

就学援助制度は、経済的な理由でお子さんを大阪市立の小・中学校に通わせるのが難しい家庭の保護者の方に、学校教材費や給食費などを援助する制度です。

援助を希望される方は、別に配付しています「令和4年度(2022年度)就学援助制度のお知らせ」をよくご覧のうえ申請を行ってください。

早期2申請で申請された場合、申請結果が早く決定し、認定を受けた場合は6月以降の生徒費や学校給食費が徴収されませんので、早期2申請をおすすめしています。
ただし、税情報利用や申請理由⑫番で申請される場合は一般申請となります。

記

1 提出期間（消印有効）

申請の種類と審査	提出期間	備考
早期2申請（書類審査）	令和4年3月14日（月）まで	申請理由①～⑪が対象
一般1申請（税情報利用）	令和4年5月13日（金）まで	申請理由①または⑫のみ対象
一般2申請（書類審査）	令和4年6月30日（木）まで	申請理由①～⑫すべて対象

2 提出先及び提出方法

- 申請書は、児童・生徒が在学する学校まで持参または郵送で提出してください。
- ただし、天満中学校区または北稲中学校区の小学校（菅北小学校、扇町小学校、西天満小学校、滝川小学校、堀川小学校）にきょうだいが在学する場合は、小学校または中学校のいずれかにまとめて提出することができます。

※申請書類は小学校在学児童分・中学校在学生徒分の2枚の提出が必要です。

3 その他

- 担当者が「申請書」を受け付けた際には、「受領書」をお渡しします。（郵送で提出された場合は、受領書も郵送します。）万が一、申請書を提出したのに受領書が届かないという場合はお手数ですが本校までご連絡ください。
- 申請手続きで何かご不明な点がございましたら、本校の就学援助担当（電話：06-6313-3717）までお問合せください。

※ 裏面に一般1申請（税情報利用）を予定されている方への案内を掲載しています。
予定されている方は、あわせてご確認ください。

一般1申請（税情報利用）を予定されている方へ

「税情報の利用」とは、市内に居住（令和4年1月1日現在）している申請者の同意に基づき、教育委員会が申請者に代わって大阪市の住民基本台帳及び個人市民税課税台帳から審査に必要な情報の提供を受けることです。

申請理由①「市民税が非課税の方」、申請理由⑫「経済的に困窮し、令和3年中（令和4年度）の世帯全体の合計所得が所得基準額以下の方」は税情報を利用して申請することができます。

くわしくは「令和4年度（2022年度）就学援助制度のお知らせ」（以下「お知らせ」という。）3ページをご覧ください。

- 申請書の中ほど《市民税額・所得金額等の確認方法》で「□税情報を利用する。」にチェックを入れ、申請者名を記入してください。
- 令和4年1月1日現在の住所が大阪市外の方については利用できません。お住まいだった市区町村の課税（所得）証明書が必要です。
- 令和3年末までに職場等で年末調整された所得情報、または市税事務所等で**令和4年3月15日（火）まで**に申告された所得情報が反映されます。

※申告手続きの詳細については市税事務所までお問い合わせください。

（参考）

大阪市ホームページ「令和4年度分 個人市・府民税の申告について」

<https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000382595.html>

※申告期限 令和4年3月15日（火）



■申請理由①「市民税が非課税の方」の場合

- 生計を一にする世帯全員の所得割額、均等割額が0円であると確認できる必要があります。また、申告者に控除対象配偶者及び扶養控除を受ける者を加えた合計人数が、申請書に記載した世帯人数と一致している必要があります。申告漏れがないよう注意してください。

■申請理由⑫「経済的に困窮し、令和3年中（令和4年度）の世帯全体の合計所得が所得基準額以下の方」の場合

- 所得のなかった方や市民税・府民税が非課税になる所得の方であっても、所得を申告していない場合は税情報で所得を確認できません。そのため、控除対象配偶者や扶養親族であっても所得を申告されていない場合は、1人当たり38万円の所得があったものと見なされ合算して審査が行われてしまいます。
- 生計を一にする世帯全員の所得の合計額が所得基準額以下であることが確認できるように、平成16年4月1日以前に生まれた方全員の所得を申告するようにしてください。

※くわしくは「お知らせ」5ページをご覧ください